

(仮称) 米沢市立南西中学校施設整備
基本計画 (案)

令和4年 月

米沢市教育委員会

目次

第1章	計画策定の目的等	1
1・1	計画策定の目的等	1
(1)	目的	1
(2)	学校教育を取り巻く現状	1
(3)	学校施設の目指すべき姿	1
(4)	上位関連計画との関わり	2
1・2	計画条件及び配慮	3
(1)	自然環境条件	3
(2)	社会的環境条件（人口）	3
(3)	敷地条件及び関係法令等	4
(4)	生徒の予定数（令和3年5月1日現在）	5
(5)	建築物の配置計画上の考え方	5
(6)	省エネルギー化への配慮	6
第2章	基本計画の検討	7
2・1	コンセプトと基本計画目標	7
(1)	小中一貫教育を推進し、質の高い教育環境を実現	7
(2)	健やかな心身を育む施設	7
(3)	地域と共に歩む学校	7
2・2	導入機能の検討	8
(1)	屋内施設	8
(2)	屋外施設	10
(3)	設備関連	10
2・3	主要施設規模の検討	11
(1)	普通教室の検討	11
(2)	必要諸室・各室面積の検討	11
2・4	施設の配置計画・平面計画の検討	12
2・5	項目ごとの状況整理	17
2・6	整備スケジュール	18
2・7	概算工事費	18
2・8	外観計画	19
第3章	今後の計画推進に向けて	21
参考資料		23

第1章 計画策定の目的等

1-1 計画策定の目的等

(1) 目的

本計画は、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画(平成30年3月改定)及び米沢市学校施設長寿命化計画(令和3年7月策定)に基づき、米沢市立第二中学校及び米沢市立第三中学校を統合し、令和8年4月に(仮称)米沢市立南西中学校として開校するため、校舎及び屋内運動場を建て替えるほか、グラウンドや外構等を整備することを目的として策定します。

建設地は、現在の米沢市立第二中学校の敷地とし、既存建物を使用しながら建て替えることを原則に、敷地条件や周辺環境に配慮しながら、生徒及び学校関係者が安全・安心に学校生活を過ごすことができる整備計画とします。

(2) 学校教育を取り巻く現状

① 児童・生徒数の推移

本市の総人口(国勢調査)は、平成7年(1995)の95,592人をピークに減少を続け、平成27年(2015)には、85,953人と平成7年に比べ9,639人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の見通し(平成30年3月推計公表)では、2040年に62,875人になることが見込まれています。

このような状況の中、本市の児童数は昭和57年の8,134人をピークに減少傾向となり、令和2年度は、3,896人と約52%の減少となっています。また、生徒数も同様に昭和52年度から減少傾向をたどり、令和2年度には約半分の人数となり、今後も児童・生徒数は減少し続け、20年後の令和22年度には、さらに3割程度の減少となる見通しです。

(3) 学校施設の目指すべき姿

令和3年7月に策定した米沢市学校施設長寿命化計画では、学校施設の目指すべき姿として、次のような方針を定めています。

① 安全・安心な学校施設

学校は、児童・生徒の「学習の場」であり、1日の大半を過ごす「生活の場」であることから、児童・生徒が安心して学ぶことができる学校となるように、建物の安全性や耐久性を確保した施設整備を図ります。

② 快適な学習環境

児童・生徒が、快適に学習及び生活が行えるよう、採光や通風、換気、防音、建物の断熱性等について配慮し、適切な室内環境を備えた空間を確保するとともに、障がいの有無に問わらず利用できるようユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー化の一層の推進に取り組みます。

③ 多様な学習内容・学習形態に対応した学習環境

国際化・情報化が進む社会の中で、学校における教育内容・教育方法も変化しています。そのため、多様な学習内容・学習形態に柔軟に対応した学習空間を整備するとともに、ICTの活用による効果的な学習を充実させ、今後の社会の中で求められる能力を育みます。

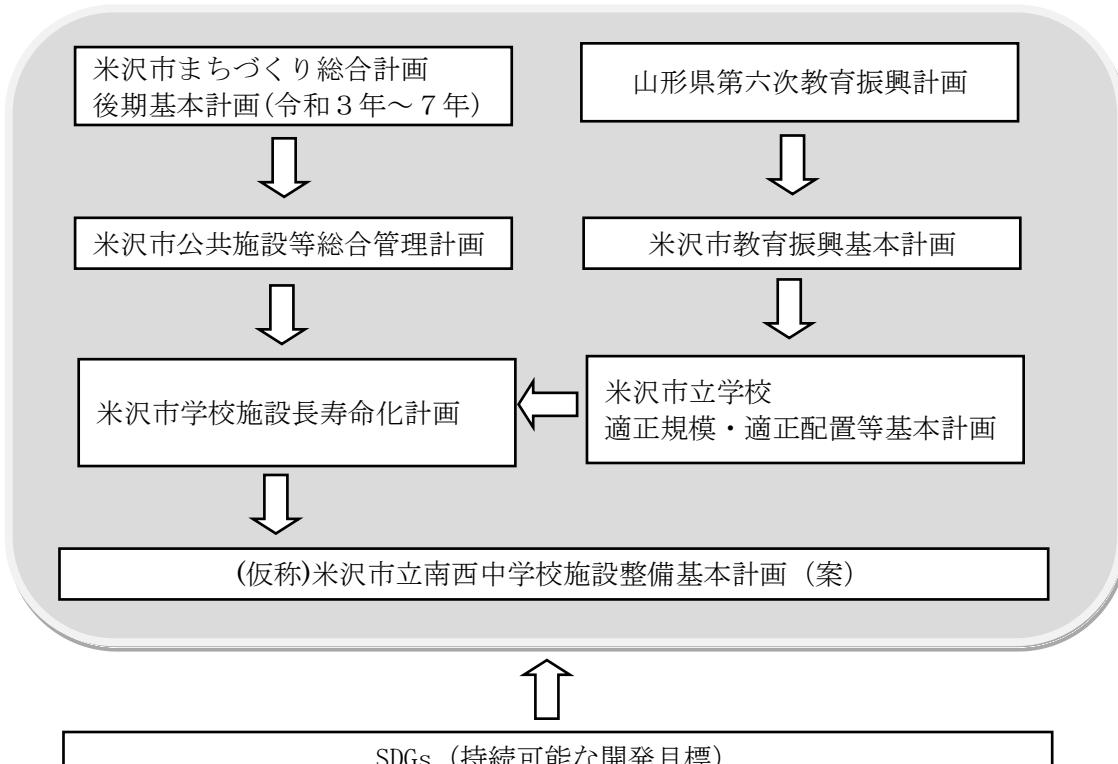
④ 地域拠点としての学校施設

学校施設は、災害時の避難施設となることから、地域防災にとっても重要な役割を担っています。災害時の避難所運営等、防災機能を備えた施設にするとともに、学校施設の有効活用の視点から、あらゆる世代の学習、文化、スポーツの活動の場としての活用を図ります。

⑤ 地域環境に配慮した学校施設

環境負荷に配慮した学校施設の整備を目指して、地域の木材の使用（内装に地域木材を使用する等）や太陽光発電システムの導入等を検討します。

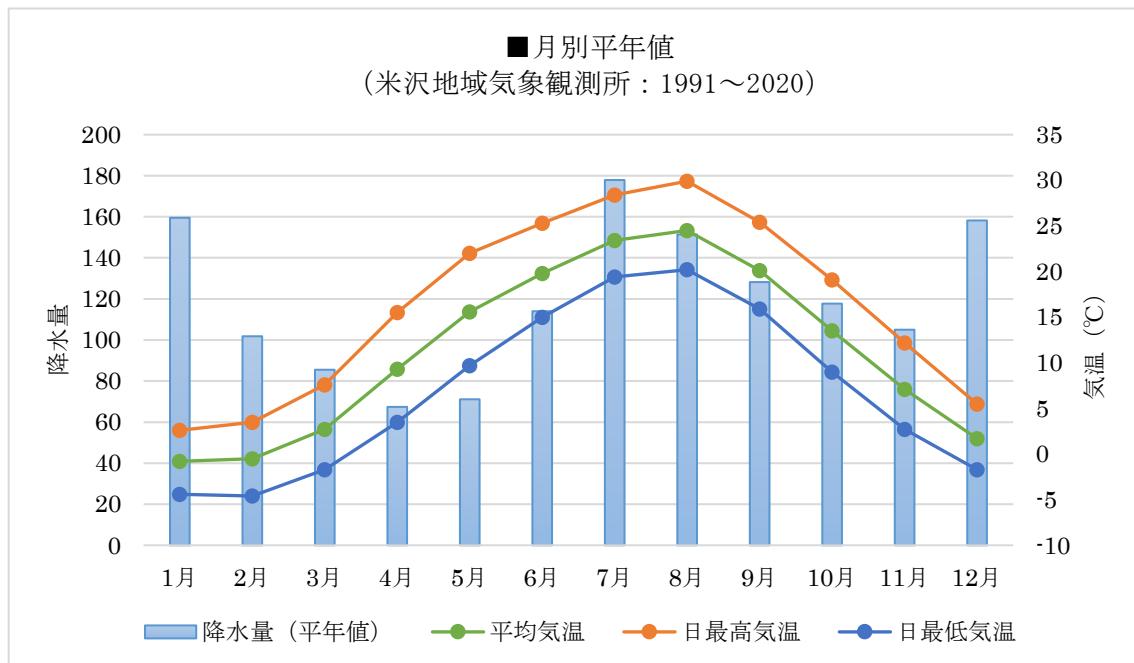
（4）上位関連計画との関わり



1 - 2 計画条件及び配慮

(1) 自然環境条件

気候は、夏は高温多湿で冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯に指定されています。年間累計降雪量は10mに達することがあるほか、市街地においても1mに達するほどの降雪量があります。市街地の南西には、斜平（なでら）山が南北に連なり、冬期には山から市街地へ「なでらおろし」と呼ばれる局地風が吹き下ろし、計画敷地は、この影響下にあるため、西側からの強風の影響で建物東側に雪庇が発生しやすい状況にあります。



資料：気象庁電子閲覧室

(2) 社会的環境条件（人口）

本市における総人口の推移の見通しは、次のとおりです。

■人口推移（単位：人）

		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
総人口	（国勢調査）	93,178	89,401	85,953	—	—	—
内 訳	0~14歳	12,808	11,577	10,561	—	—	—
	15~64歳	58,334	54,346	50,637	—	—	—
	65歳以上	21,976	22,898	24,322	—	—	—
	年齢不詳	60	580	433	—	—	—
推計人口	（注1）	—	—	85,444	81,618	77,587	73,478
想定人口	（注2）	—	—	—	81,879	78,586	75,304

（注1）国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）によるもの

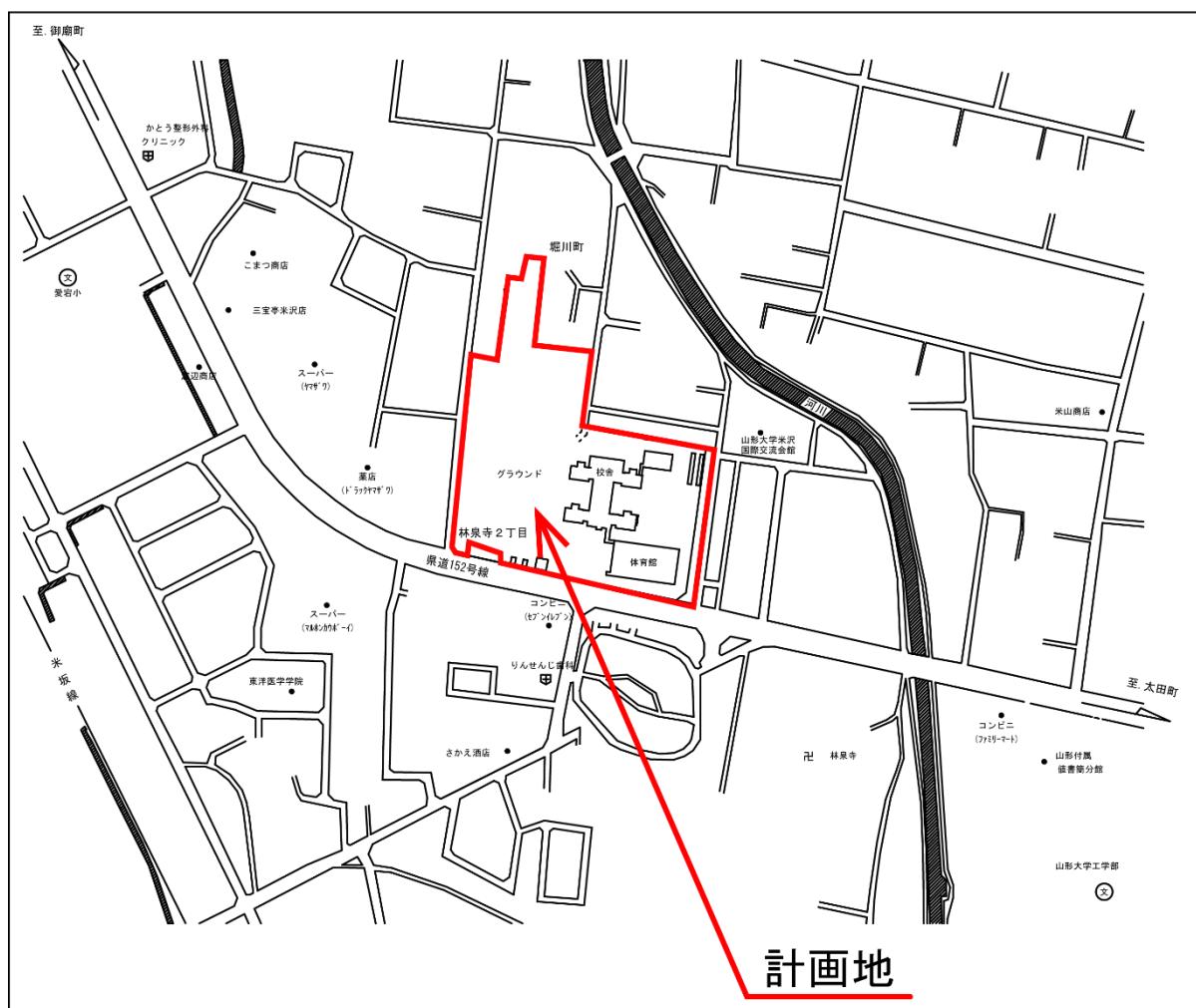
（注2）総合計画での見込値（米沢市人口ビジョン）によるもの

資料：米沢市まちづくり総合計画後期基本計画（2021-2025）

(3) 敷地条件及び関係法令等

建設地	：山形県米沢市林泉寺2丁目2番5号
敷地面積	：33,048.32 m ²
用途地域	：①第一種低層住居専用地域 ②第一種住居地域
建蔽率	：①50% ②60%
容積率	：①60% ②200%
高さ制限	：①10m ②—
外壁後退距離	：①1.5m ②—
日影規制	：①4時間/2.5時間 測定高さ 1.5m ②5時間/3時間 測定高さ 4m
防火指定	：なし
接道道路	：南側 20m (県道：米沢環状線) 東側 6m (市道) 西側 6m (市道)
その他	：米沢市景観形成地域

■案内図



■関係法令

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ・建築基準法 | ・山形県建築基準条例 |
| ・都市計画法 | ・山形県建築基準施行細則 |
| ・バリアフリー法 | ・山形県みんなにやさしいまちづくり条例 |
| ・消防法 | ・米沢市景観条例 |
| ・下水道法 | ・置賜広域行政事務組合火災予防条例 |
| ・水道法 | ・米沢市まちづくり総合計画 |
| ・水質汚濁防止法 | ・米沢市都市計画マスターPLAN |
| ・土壤汚染対策法 | ・米沢市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針 |
| ・建築物省エネ法 | ・米沢市中高層建築物に関する指導要綱 |
| ・その他関係法令等 | |

■その他

敷地東西で約 1.3m の段差があることから、基本設計時において適切な設計 GL の設定を要する。

(4) 生徒の予定数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生徒	656	607	614	570

資料：米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画資料データ集（令和 3 年 6 月改訂）

(5) 建築物の配置計画上の考え方

計画敷地は、第一種低層住居専用地域と第一種住居地域の 2 つの用途地域に属し、その過半を高さ規制のある第一種低層住居専用地域が占めています。この規制は、低層住宅の良好な住居環境を保護するため、原則として高さ 10m を超える建物は建築できないようにする規制ですが、「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可した場合」に限っては建築できるとされています。（建築基準法第 55 条第 3 項第二号）

既存建物は、この許可を得て整備しており、新校舎も同様に、高さ 10m を超えて建築する場合は、改めて許可申請等の手続きが必要になります。そのため、その必要性については、配置計画を始め、平面計画、断面計画など様々な検討を重ねる中で検討を行っていく必要があります。

このような検討に加え、新校舎等の建設では、生徒や学校関係者の生活環境にできるだけ影響しないよう、既存建物を使用しながら建て替えることを基本とするため、工事が近接する場合は、生徒や学校関係者の安全性や学習環境に十分配慮した仮設計画とするとともに、冬期間は道路に堆雪した雪の影響等により、道路幅員が狭くなることから車両の出入口の位置等も含め、生徒の安全性を確保し、道路の交通量や近隣住民への影響に対して十分配慮した配置についていく必要があります。

■計画敷地周辺の交通量

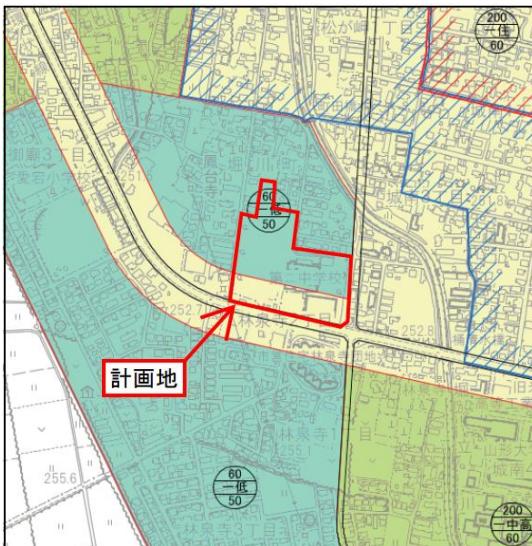
平日 12 時間 (台)

観測地点	歩行者類	自転車類	動力付二輪車類	自動車類 (台/12 時間)
米沢環状線（米沢市金池三丁目）	130	584	34	11,511
米沢環状線（米沢市堀川町）	330	480	83	8,784

計画敷地周辺は、昭和 50 年度の校舎建設以降、平成 3 年度に主要な幹線道路（米沢環状線）が整備された結果、スーパー や 日用品販売店等の出店も相次ぎ、大型車両も含め交通量が非常に多くなっています。

資料：山形県（平成 27 年度）自動車交通量調査

■都市計画図



凡 例			
用 途 地 域 名	容 積 率	建 べ い 率	備 考
第一種低層住居専用地域	60	50	絶対高さ制限 10m 壁面後退距離 1.5m 最低敷地面積 200m ²
第二種低層住居専用地域	100	50	絶対高さ制限 12m 壁面後退距離 1.0m 最低敷地面積 200m ²
第一種中高層住居専用地域	200	60	
第二種中高層住居専用地域	200	60	
第一種住居地域	200	60	

資料：米沢市都市計画図

■計画敷地の現在までの経過

S48. 9. 8	絶対高さ 10m の制限がある、第一種住居専用地域となる。
S49.10	既存屋内運動場 55 条の許可を受け建設 (最高の高さ 11.7m)
S50. 3	既存校舎 55 条の許可を受け建設 (最高の高さ 13.5m)
H 3.	幹線道路（県道万成橋成島線 計画敷地前 開通）
H 7. 7	用途地域が細分化される。 当該敷地が、第一種住居専用地域から第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域に分離する。第一種低層住居専用地域が絶対高さ 10m の制限地域となり、第一種住居地域は高さの制限がなくなり、現在に至る。

(6) 省エネルギー化への配慮

建物全体を通したエネルギー活用の方針については、高効率機器の採用や自然エネルギーの活用により建物自らエネルギーを創り出す（創エネルギー）等の対応により、建築から解体までのライフサイクルにおける CO₂ 排出量 (LCCO₂) の削減及びコスト (LCC) の低減を図りながら、地域の特性や BCP（事業継続計画）等にも配慮したものとします。

第2章 基本計画の検討

2-1 コンセプトと基本計画目標

(1) 小中一貫教育を推進し、質の高い教育環境を実現

① より専門的な知識や技能習得が可能な施設

- ・グループ学習や小・中学校間の合同授業等、様々な学習形態に利用できる多目的スペース
- ・特別教室の機能の充実、関連教科との近接配置
- ・探究型学習を誘発するメディアセンターとしての機能を合わせ持つ図書室

② 学年のまとめや特別支援学級の効果的な配置を重視した環境の確保

- ・普通教室を階ごとにまとめて配置
- ・多目的スペースを建物中心部に設け、生徒の交流を活性化

③ ICT（情報通信技術）を積極的に取り入れた環境整備

- ・大型モニターや端末充電保管室の整備
- ・G I G Aスクール構想に基づいた大容量ネットワーク整備

④ 障がいのある者とない者が共に学ぶインクルーシブな教育環境

- ・建物内はだれにでも使いやすいユニバーサルデザインを採用

(2) 健やかな心身を育む施設

① 校内やグラウンドを見通せる管理のしやすい施設

- ・グラウンドを見通せ、生徒たちの活動に目の届きやすい2階に職員室を配置

② 生徒同士、生徒と教職員が交流できる場を校内随所に持つ施設

- ・校舎の中央にみんなが集まる多目的スペースを設置

③ 利用しやすい相談環境を整備し、生徒の生活をサポートできる施設

- ・学年ごとに使用できる教育相談室や進路指導を設置

④ 自然光や風を取り込む明るく快適な空間づくりと環境負荷の低減に配慮した施設

- ・自然光を積極的に取り入れる平面計画
- ・開口部における空調負荷の低減
- ・内装に地産木材を利用し、温かみがあり、調湿性や吸音性に優れた空間づくり
- ・省エネルギー性及び快適性並びに環境負荷に配慮した設備計画

(3) 地域と共に歩む学校

① 地域に根差した学校

- ・地域に開かれた学校づくり（開放的な校舎設計）
- ・近隣住宅地に配慮した建物配置や高さを含めた規模の設定

② 地域の防災拠点としての機能を有する学校

- ・十分な耐震性能と耐火性能等を確保した建物計画
- ・災害時の避難施設としての計画
- ・屋内運動場とグラウンドが連携のとりやすい配置

2-2 導入機能の検討

(1) 屋内施設

① 学習関係諸室

- 1) 普通教室
- 2) 特別教室
 - ・教科別、用途別などに用意される教室。技術室、調理室、理科室、音楽室など
- 3) 特別支援教室
 - ・教育上特別な支援を必要とする生徒のために設置する教室

② 屋内運動場

- 1) アリーナ
 - ・主に体育や部活動を行う場所
 - ・儀式的行事、各種集会、発表会等の会場
- 2) 武道場
 - ・主に柔道、剣道等の競技を行う場所
- 3) 器具庫
- 4) 地域連携玄関
 - ・地域開放時に使用する玄関
- 5) トイレ・水屋
 - ・屋内運動場利用者用の男女別トイレ、水屋等
- 6) 栄光棚
- 7) シャワー室
 - ・屋内運動場利用者用のシャワー室、災害時の利用

③ 共通空間

- 1) 昇降口
 - ・下足箱、傘立て、スロープなどを配置
- 2) トイレ・水屋
 - ・生徒数に対応した男女別トイレ、水屋等
- 3) 廊下・階段・エレベータ
 - ・校内の水平、垂直移動の経路、避難経路としても機能
 - ・車いす利用者等のためのエレベータ

④ 管理関係諸室

- 1) 校長室
 - ・校長の執務のほか、来客の応接、地域の教育関係者との会合等に使用
- 2) 職員室
 - ・学校職員が待機し、授業準備等を行うための部屋
- 3) 事務室
 - ・学校事務を行う部屋
- 4) 教育相談室

- 5) 進路指導室
 - ・生徒の進学や就職など、将来の進路について相談や面談を行う部屋
 - 6) 保健室
 - ・健康診断、健康相談、応急処置等を行うための部屋で養護教諭が常駐
 - 7) 技術員室
 - ・校外用務及び学校行事補助等を行う校務技術員が待機する部屋
 - 8) 印刷室
 - 9) 職員用男女休養室
 - 10) 生徒用男女更衣室
 - 11) 職員用男女更衣室
 - 12) 資料室
 - ・学校、市の歴史資料や、教育関係の貴重資料等を保管する部屋
 - 13) 教材室
 - ・授業での配布物等を保管する部屋
 - 14) 放送室
 - ・放送設備等が整い、学校放送を行う部屋
 - 15) 会議室
 - ・教職員等の打合せを行う部屋
 - 16) 給食コンテナ保管室
 - 17) 配膳室
 - ・学級ごとに配食された食缶等を保管する部屋
 - 18) 職員玄関
 - ・生徒用とは別に職員・来賓用玄関を設置
- ⑤ その他
- 1) 多目的スペース
 - ・複数の生徒を対象とする授業、その他多様な指導方法による授業、又は課外活動を行うスペース
 - 2) 学習室
 - ・生徒の自主学習等スペースとして利用
 - 3) トイレ・手洗い等
 - ・生徒用とは別に教職員・来賓用トイレ等を設置
 - 4) 端末充電保管室
 - ・端末の充電及び保管をする部屋
 - 5) 栄光棚
 - 6) 倉庫

(2) 屋外施設

① 外構

1) 駐車場

- ・教職員・来客・身障者用の駐車スペース、スクールバス等の大型車駐車スペース

2) 駐輪場

- ・教職員・生徒用の駐輪スペース

3) その他

- ・雪置き場スペース

② グラウンド

1) 陸上競技用トラック、サッカー場、野球場、テニスコート、ソフトボールコート、バッケネット、外トイレ・倉庫、防球ネット等

(3) 設備関連

① 照明設備

- ・屋内照明設備、屋外照明設備

② 電力設備

- ・コンセント、受変電設備

③ 情報通信設備

- ・映像系、音声系、情報系設備

④ 給排水設備

- ・給水設備、排水設備

⑤ 空気調和設備

- ・換気設備、冷暖房設備

⑥ 防災設備

- ・自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消防設備等

⑦ 防犯設備

- ・通報システム、連絡システム

⑧ その他設備

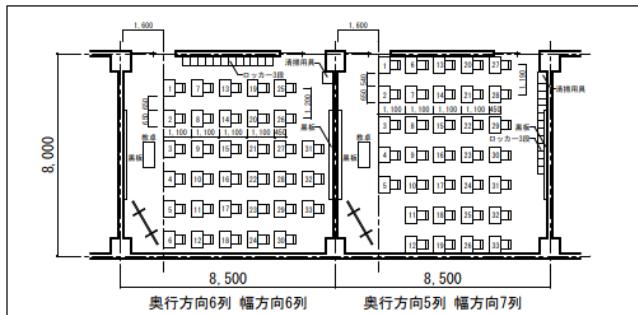
- ・昇降機設備、廃棄物処理設備

2-3 主要施設規模の検討

(1) 普通教室の検討

普通教室の大きさは $8.0\text{m} \times 8.5\text{m}$ (約 68 m^2) の計画を基本とします。

■教室レイアウト図 (1/300)



(2) 必要諸室・各室面積の検討

各施設規模は、次の表のとおりです。

■各施設規模

建物	校舎 重要度係数 II 類	屋内運動場 重要度係数 II 類
構造	A案：RC造4階建 B案：RC造3階建	RC一部S造
面積	約8,350m ²	約2,000m ² (ピロティ部分を除く)
所要室	普通教室22室、特別支援教室3室 理科室2室(準備室1室) 音楽室2室(準備室1室) 被服室1室(準備室1室) 技術室1室(準備室1室) 美術室1室(準備室1室) 調理室1室、図書室等1室 校長室1室、職員室1室、事務室1室 教育相談室3室(分割使用可能な1室を設置) 進路指導室1室、保健室1室 技術員室1室、印刷室1室 職員用男女休養室(各1室) 生徒用男女更衣室(各学年毎各1室) 職員用男女更衣室(各1室)、資料室1室、 教材室1室、放送室1室、会議室1室 給食コンテナ保管室1室、配膳室1室、 職員玄関1箇所 多目的スペース(各学年1箇所) 学習室(各学年毎1箇所) 端末充電保管室(各学年毎2箇所) 男女(生徒・職員用)便所(適宜) 多目的便所(適宜)、廊下ホール(適宜) EV1箇所、昇降口1箇所、階段(適宜) 水屋(適宜)、栄光棚(適宜)、倉庫(適宜)	武道場(柔道場1面、剣道場1面) 器具庫(適宜) 地域連携玄関1箇所 ピロティ600m ² 以上 (冬期、雨天時に使用) アリーナ (バドミントンコート4面、 バレーボールコート18m×9m 2面、バスケットボールコート 28m×15m 2面) 男女トイレ(各1箇所) 男女更衣室(各1箇所) 多目的トイレ1箇所 水屋(適宜) 栄光棚(適宜) シャワー室(適宜)
外構	駐車場(職員・来客用60台程度、身障者用2台程度、スクールバス6台程度) 駐輪場100台程度	
グラウンド	陸上競技(直線100m、トラック250m)、サッカー場、野球場、テニスコート4面、 ソフトボールコート、外トイレ・倉庫1箇所、バックネット、防球ネット等	

2-4 施設の配置計画・平面計画の検討

計画地内での主要なゾーニングは、施設配置の基本的考え方及び計画敷地における配置上の制約を踏まえ検討します。各ゾーニング案と概要は、次の表のとおりです。

なお、ここに示す施設配置ゾーニングは、施設規模の想定を踏まえ、施設配置のおおむねの考え方を検討したものであり、今後、諸室の配置等を設計していく中で具体的な施設配置や施設形状等について検討していくものとします。

■施設配置基本ゾーニング案と概要

概要	施設配置基本ゾーニング
<ul style="list-style-type: none"> 既存建物と重ならない様、第一種住居地域内に新校舎、新屋内運動場を配置する 第一種低層住居専用地域内の高さ制限は計画に影響しない 正門は敷地東側に設置 駐車場は東側にまとめて配置 普通教室を北側に配置 	<p>A案：校舎 第一種住居地域配置型</p>
<ul style="list-style-type: none"> 校舎を第一種低層住居専用地域に、屋内運動場を第一種住居地域に配置する 第一種低層住居専用地域内の高さ制限を超えて計画するため、建築基準法第55条第3項第二号の許可への対応が必要 正門は米沢環状線に面して配置し、生徒及びスクールバスは南側の米沢環状線からアプローチする 教職員・来客用駐車場は北側にまとめ、西側道路からアプローチする 	<p>B案：校舎 第一種低層住居専用地域配置型</p>

A案

新校舎・屋内運動場の建設後、既存建物を解体する。
校舎 4 階・屋内運動場 2 階建、普通教室は北側向きの計画。

敷地東側に教職員用・来客用として駐車場 60 台、
スクールバス駐車場 6 台を確保している。

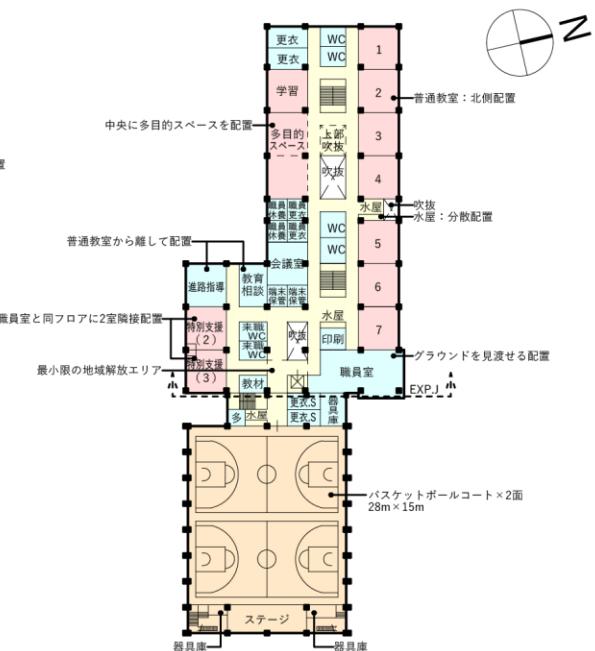
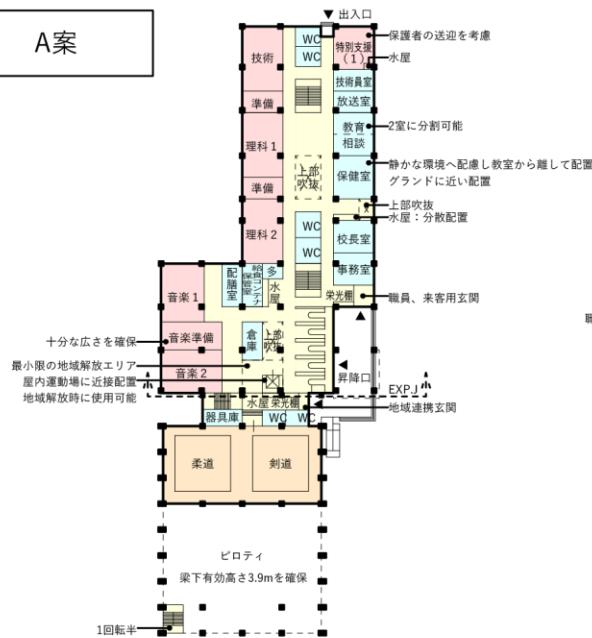


配置計画 A4 : S=1/2000



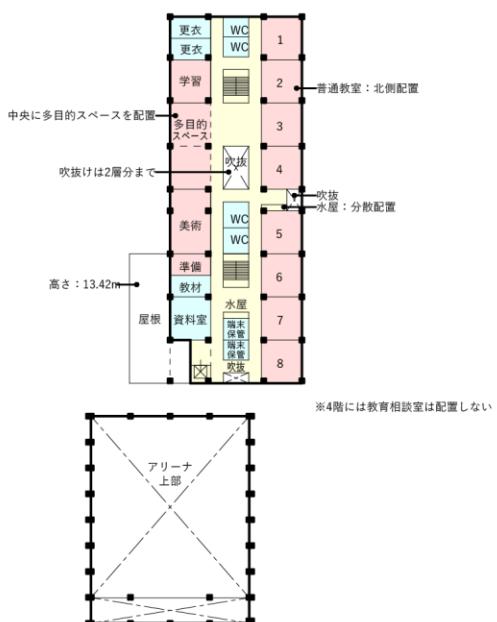
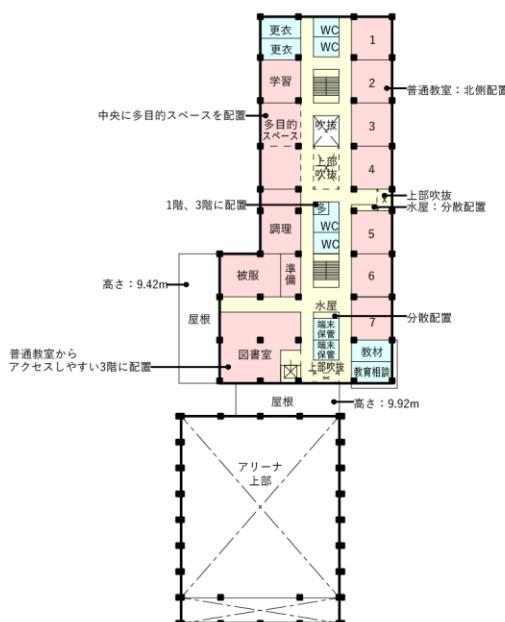
断面計画 A4 : S=1/2000

A案



1階平面計画 A4 : S=1/1500

2階平面計画 A4 : S=1/1500



面積表

	校舎	屋内運動場	武道場	合計
PH階	85m ²			85m ²
4階	1,779m ²			1,779m ²
3階	2,052m ²			2,052m ²
2階	2,218m ²	1,425m ²		3,643m ²
1階	2,181m ² (機械室36m ² 含む)	161m ² (ピロティ除く)	477m ²	2,819m ²
合計	8,315m ²	1,586m ²	477m ²	10,378m ²

ピロティ	外便所 ・倉庫
773m ²	76m ²

凡例

■	: 教室
□	: 共用室
■	: 廊下
■	: 屋内運動場、武道場

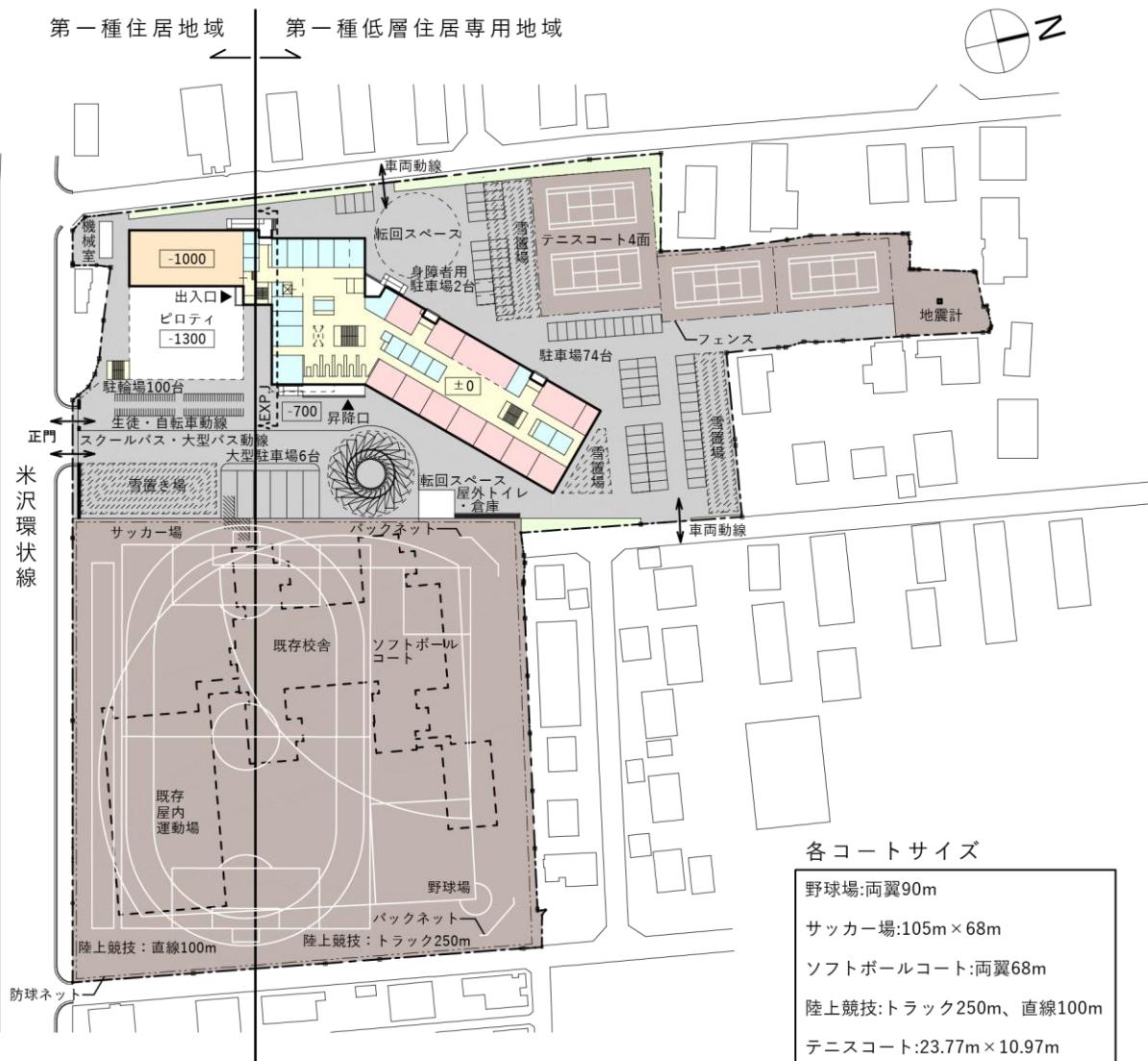
B案

新校舎・屋内運動場の建設後、既存建物を解体する。

校舎3階・屋内運動場2階建、普通教室は南東向きの計画。

新校舎棟は既存校舎高さ13.5mを超えない計画

生徒は南側道路側からのアプローチとし、敷地北側に教職員・来客用の駐車場60台を確保している。

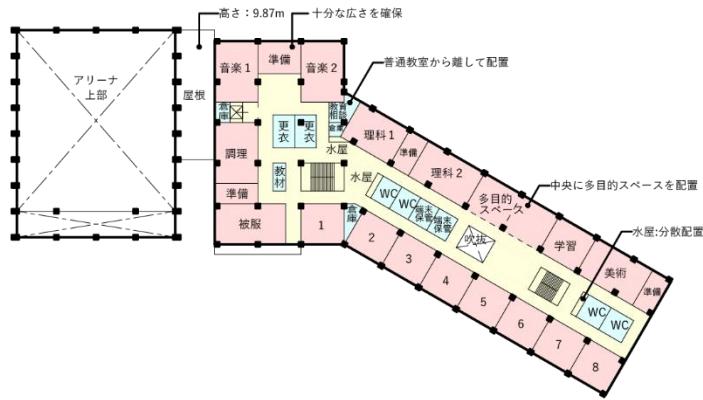


配置計画 A4 : S=1/2000

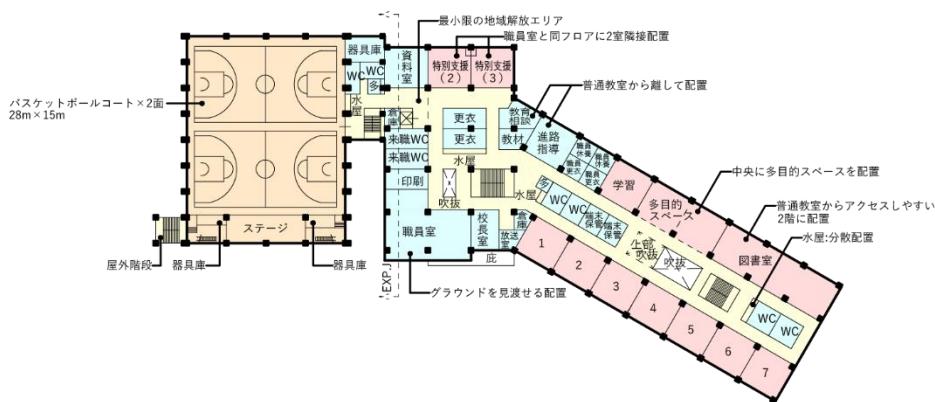


断面計画 A4 : S=1/2000

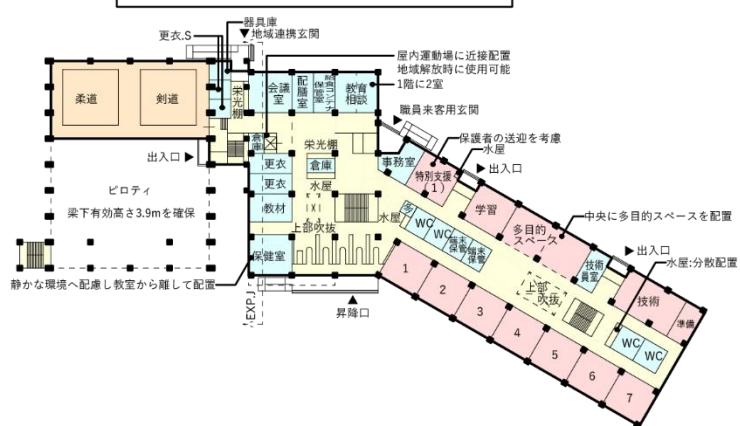
B案



3階平面計画 A4 : S=1/1500



2階平面計画 A4 : S=1/1500



1階平面計画 A4 : S=1/1500

面積表

	校舎	屋内運動場	武道場	合計
PH階	68m ²			68m ²
3階	2,766m ²			2,766m ²
2階	2,740m ²	1,432m ²		4,172m ²
1階	2,758m ² (機械室36m ² 含む)	152m ² (ピロティ除く)	477m ²	3,387m ²
合計	8,332m ²	1,584m ²	477m ²	10,393m ²

凡例

-  : 教室
-  : 共用室
-  : 廊下
-  : 屋内運動場、武道場

ピロティ	外便所 ・倉庫
795m ²	76m ²

2-5 項目ごとの状況整理

項目	A案	B案
屋外動線	アプローチ動線 (生徒)	・歩車分離が計画しやすい。
	車両動線	・交通量の少ない東側道路からのアプローチで安全性が確保しやすい。
教室の向き	・普通教室は北向きで安定した採光が望める。 ・特別教室等が、米沢環状線に近接するため、騒音等への配慮が必要。	・南向きで明るい教室となるが、直射日光等への配慮が必要。 ・米沢環状線からの距離の確保がされており、学習環境として望ましい。
グラウンドの形状・配置	・形状が不整形のためレイアウトに工夫が必要。 ・校舎等の日影となり、春先の融雪の遅れが懸念される。	・グラウンドの形が整っており、各競技の利用がしやすい。 ・グラウンドの位置が東南側となるため、日影の影響は少ない。
駐車場の配置・広さ	・東側にまとまって配置されており、管理側の運用がしやすい。 ・駐車台数は確保されているが、冬季間の雪置きスペースの検討が必要。	・北側に分散配置となっているが、身障者駐車場の位置が配慮されている。 ・雪置きスペースは確保されているが、十分なスペースは確保できていない。
米沢環状線 からの影響	視線	・普通教室は視線の影響は少ないが、南側に位置する特別支援教室や特別教室への配慮が必要。
	騒音	・普通教室は騒音の影響は少ないが、南側に位置する特別支援教室や特別教室への配慮が必要。
工事中の既存建物への影響	・既存建物と近接しての工事となるため、騒音・振動等への配慮が必要になる。	・既存建物との距離が確保されているため、学習環境への影響を軽減できるほか、工事エリアも区分でき安全性に優れている。

2-6 整備スケジュール

※A案の場合、第55条許可申請は不要となります。

2-7 概算事業費

・ 校舎・屋内運動場建築工事（付帯工事）	4,475,000	千円
・ 解体工事	287,800	千円
・ 外構工事	723,600	千円
・ その他委託費等	313,600	千円
合 計	5,800,000	千円（税込）

※工事費については、基本計画段階における概算として算出したもので、急激な物価上昇等による工事費用は見込まれていません。

2-8 外観計画

A案



正面から



南東側から

B案



正面から



グラウンド側から

第3章 今後の計画推進に向けて

本計画では、A案（校舎及び屋内運動場を第一種住居地域内に配置したプラン）を基本に、B案（校舎を第一種低層住居専用地域内に配置したプラン）の2つのプランの検討を進めてきました。

これは、出来るだけ生徒の良好な学習環境を確保するため、既存建物を使用しながら建て替えていく整備計画に加え、敷地の過半を建築物の高さ規制が厳しい第一種低層住居専用地域（原則10m以下）が占める中、建築物、グラウンド及び外構等を有効に配置していくことが重要な要素と考えたものであり、その内容を次のように整理しました。

新校舎の学習環境について

敷地南側は、県道である米沢環状線が接しており、スーパーや小売店等が立ち並んでいます。H27年に行った県の交通量調査によると、この幹線道路は、1日約8,800台/（平日12時間）の交通量となっており、市内で最も多い市役所前の幹線道路に次いで2番目の交通量になっています。このような状況の中、敷地条件に加え、既存建物での機能を維持しながら施設を建て替えていくためには、敷地南西側（第一種住居地域内）に建築せざるを得ない状況です。

現状、既存校舎では、交通量の多い米沢環状線から教室までの距離が45m程度確保されていることに対し、A案では、その距離が15m程度と近接してしまい、騒音や建物内外からの視線などから、学習環境が一定程度損なわれる恐れがあります。遮音性の高いサッシュや目隠し等のハード面の措置により一定程度の効果は期待できますが、コロナ感染症対策等のための自然換気や中間期においては、対策が困難であると考えられます。一方、B案は、建築基準法第55条第3項第二号による許可が必要ではありますが、校舎棟を第一種低層住居専用地域内に配置することで、A案の課題であった米沢環状線からの距離を50m程度確保することが可能となり、既存校舎以上の良好な学習環境を確保することができます。

工事中の学習環境について

既存校舎の南側には、普通教室8クラスと特別教室2クラスがあります。A案の場合、計画建物と既存校舎との離れを5m程度しか確保することができず、工事中の騒音、振動等による学習環境の影響が懸念されます。一方、B案では、既存校舎からの離れを十分確保することができ、安全性を始め、騒音、振動等による学習環境への影響を大幅に軽減することができると考えられます。

グラウンド等の利活用について

敷地は、既存建物が立つ東側に比べ、西側グラウンド面が約1m程度低く高低差があること、また、不整形な形状であることから部活動や体育等の授業に必要な各種コートの望ましい配置等が難しくなります。このような条件の中、A案は、校舎等がグラウンドへの日照を遮る形となり、春先の融雪が遅れ、グラウンドの利用に影響を及ぼす恐れがあります。一方、B案は、グラウンドを東南側に配置することにより、融雪時期の問題を解消することができるほか、グラウンドゾーンと車両が行き来する外構ゾーンを明確に区分することができるため、安全性を確保することができます。

以上の内容を踏まえると、A案に対し、B案の方が、工事中及び新校舎での良好な学習環境が確保されること、また、グラウンドや外構等についても機能的で安全性が高いことから、B案を基本に計画していくことが望ましいと考えます。

ただし、B案は建築基準法第55条第3項第二号による許可を要することから、周辺環境に配慮するとともに、関係機関との協議を継続していく必要があります。

なお、本計画は、条件を洗い出し、施設規模・概算工事費等を決定することを目的として策定したものであり、今後の設計業務において、配置・平面計画等の検討を行っていきます。

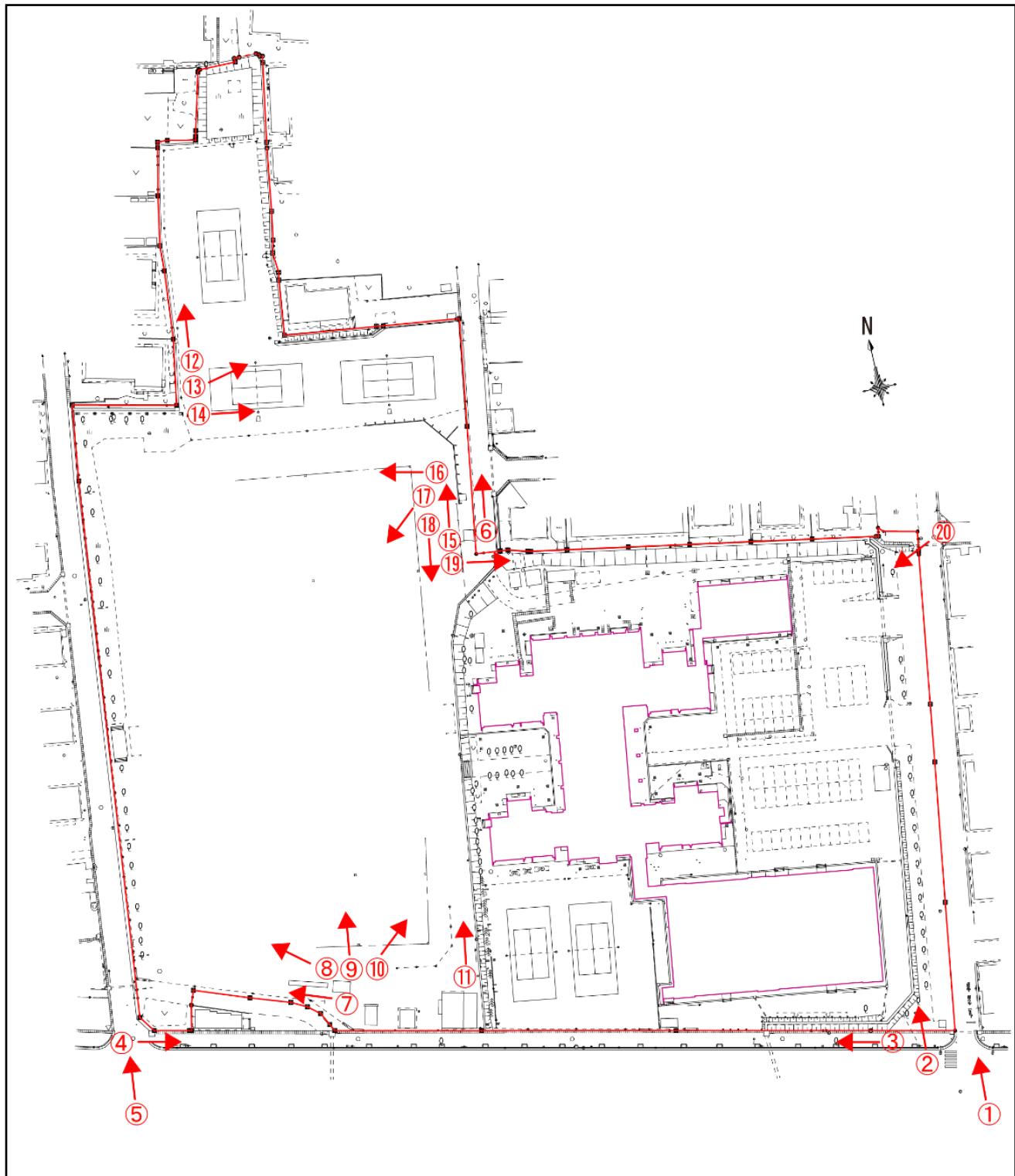
参考

一建築基準法第55条第3項第二号による許可について

都市計画法により定められた第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住環境を守るため、13種類ある用途地域の中でも最も厳しい規制がかけられており、特に建築物の高さに関する規制については、原則10mを超えてはならないと制限しています。ただし、建築基準法第55条第3項第二号は、学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁（山形県知事）が許可したものについては、この規制を適用しないとしています。

参考資料

■現況撮影位置図



■現況写真

No.1	南側道路から東側道路	No.2	南側道路から東側水路部
			
No.3	敷地南東部から南側道路	No.4	敷地南西部から南側道路
			
No.5	敷地西側道路	No.6	敷地北側道路
			
No.7	グラウンドから西側	No.8	グラウンドから北西側
			

No.9	グラウンドから北側 1	No.10	グラウンドから北側 2
			
No.11	グラウンド高低差部	No.12	テニスコート 1
			
No.13	テニスコート 2	No.14	テニスコート 3
			
No.15	野球場からグラウンド北側	No.16	野球場からグラウンド西側
			

No.17	野球場からグラウンド南西側	No.18	野球場からグラウンド南側
			
No.19	北側境界部から東側	No.20	敷地北東部から校舎
			

■ 日影図

A案

緯度 = 37.55° [冬至] 測定時間: 8時～16時

測定面の高さ = 4(m)

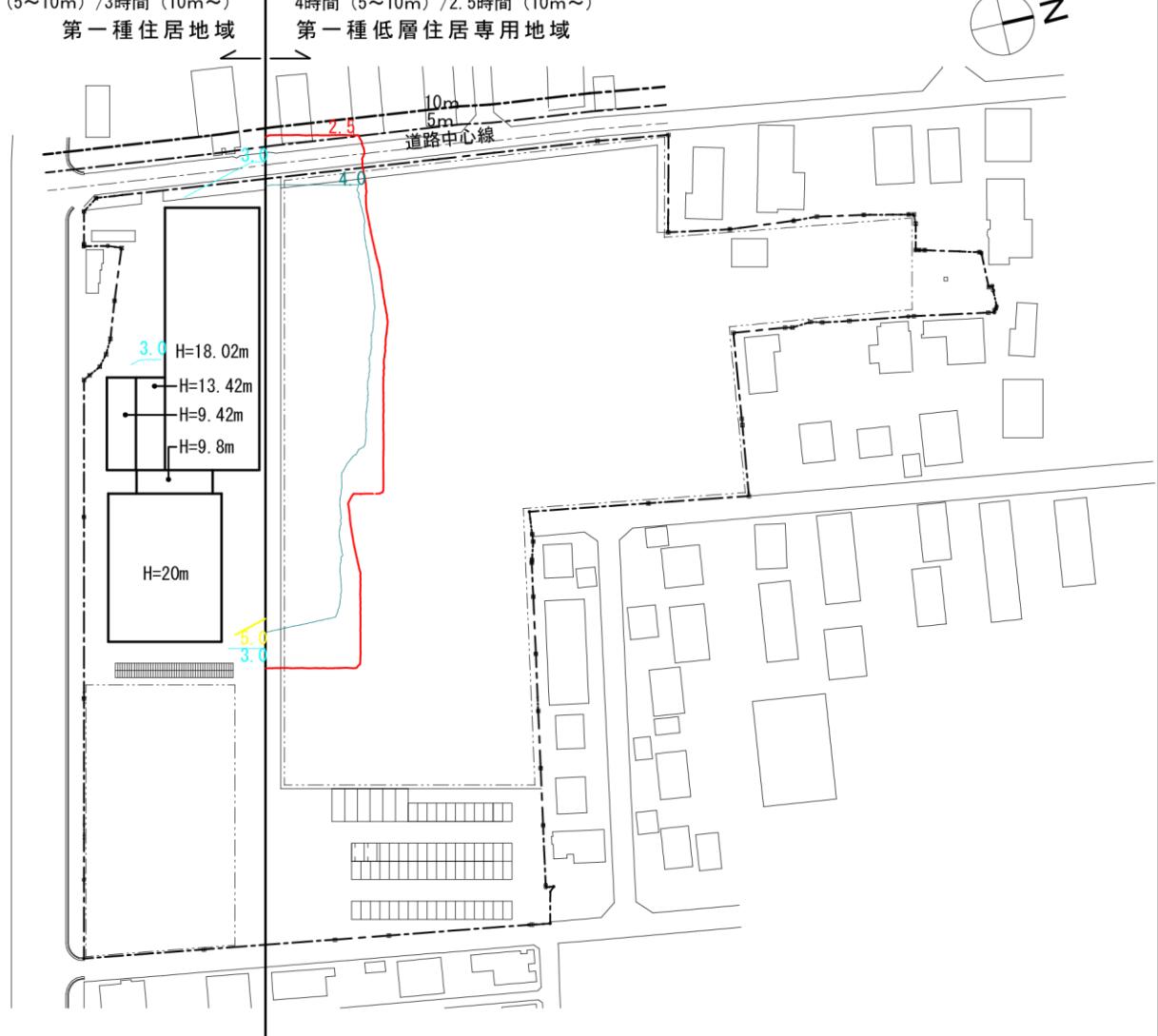
5時間 (5~10m) / 3時間 (10m~)

第一種住居地域

測定面の高さ = 1.5(m)

4時間 (5~10m) / 2.5時間 (10m~)

第一種低層住居専用地域



日影図 A4 : S=1/2000

B案

緯度 = 37.55° [冬至] 測定時間: 8時～16時

測定面の高さ = 4(m)

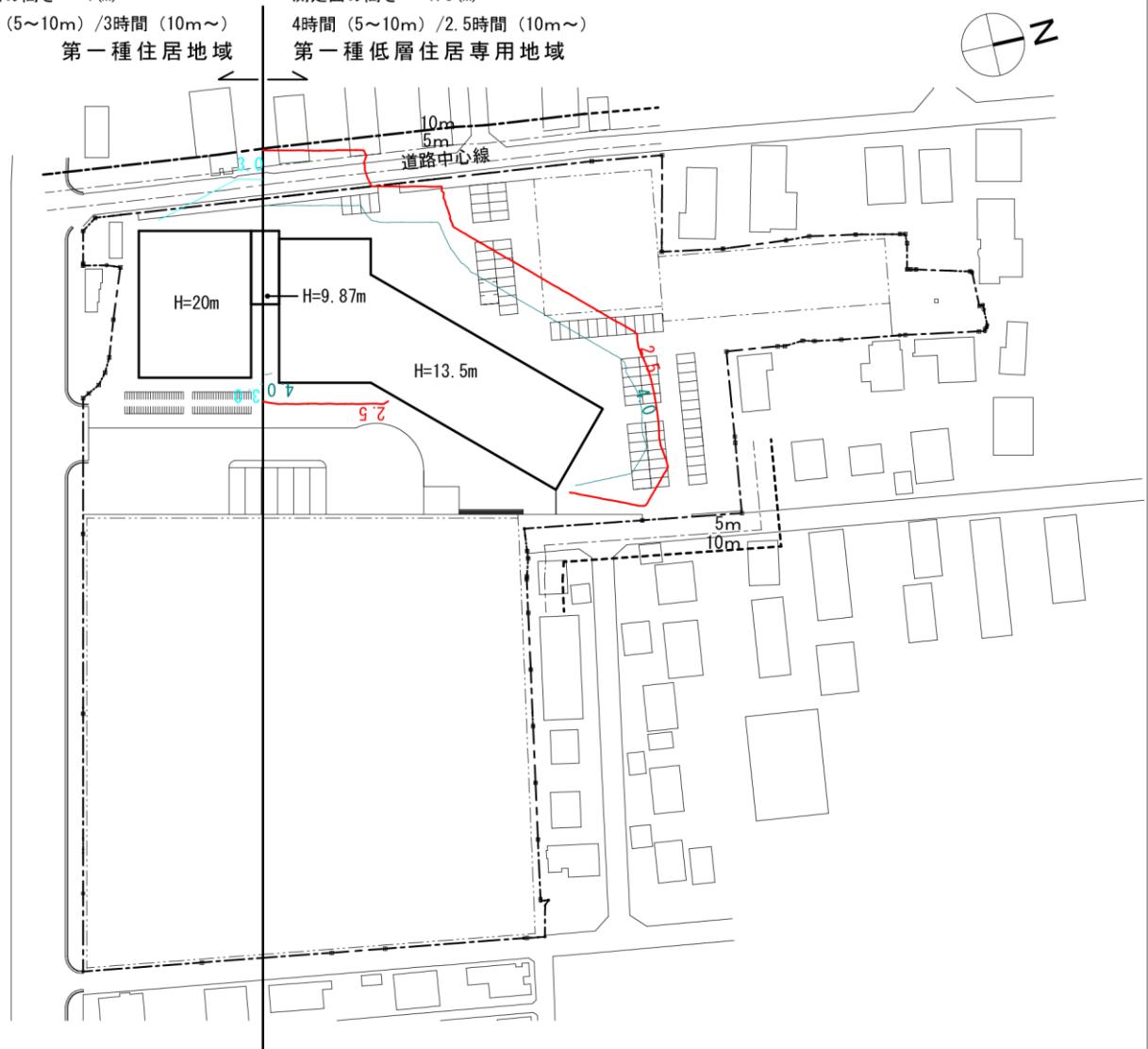
5時間 (5~10m) / 3時間 (10m~)

第一種住居地域

測定面の高さ = 1.5(m)

4時間 (5~10m) / 2.5時間 (10m~)

第一種低層住居専用地域



日影図 A4 : S=1/2000